

1 碧南市公契約条例の概要

(1) 労働環境報告書（条例第6条関係）

予定価格1,000万円以上の公契約のうち規則で定める契約（以下「特定公契約」という。）を締結した受注者（以下「対象受注者」という。）は、賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための書類（以下「労働環境報告書」という。）を市長等に提出するものとする。

(2) 労働者への周知（条例第7条関係）

対象受注者は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、特定公契約に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に周知しなければならない。

ア 対象労働者の範囲

イ 愛知県の地域別最低賃金

ウ 第8条の規定による申出をする場合の申出先

エ 第8条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(3) 労働者の申出（条例第8条関係）

対象労働者は、賃金が支払われるべき日において、支払われるべき賃金が支払われていない場合又は支払われた当該賃金の額が愛知県の地域別最低賃金を下回る場合は、市長等、対象受注者又は対象下請負者にその事実を申し出ることができる。

(4) 不利益取扱いの禁止（条例第9条関係）

対象受注者及び対象下請負者（以下「対象事業者」という。）は、対象労働者から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(5) 立入調査等（条例第10条関係）

市長等は、対象労働者から第8条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境報告書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、対象事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に対象事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(6) 是正措置等（条例第11条関係）

ア 市長等は、報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、対象事業者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、対象受注者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。

イ 是正の指導を受けた対象受注者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。

ウ 市長等は、対象事業者が次のいずれかに該当する場合は、その旨を公表するものとし、市長は入札参加停止の措置を講ずることができる。

(ア) 第6条の規定による労働環境報告書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。

(イ) 第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(ウ) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。

(エ) 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(7) 特定公契約（規則第2条関係）

条例第6条の規定で定める契約は、次のとおりとする。

ア 予定価格5,000万円以上の工事請負契約

イ 予定価格1,000万円以上の工事請負契約以外の請負契約及び業務委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約

(ア) 市の事務又は市の事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃業務

(イ) 市庁舎等の電話交換・受付業務

(ウ) 市庁舎等の宿日直業務

(エ) 除草又は草刈業務

(オ) 草花又は樹木管理業務

(カ) 給食配送業務

(キ) 廃棄物、資源等収集運搬業務

ウ 予定価格1,000万円以上の指定管理協定のうち、公募による指定管理協定